

三重県 桑名市五反田事案技術検討専門委員会（第1回）

日時：平成23年8月25日（木）

14:00～16:30

場所：名古屋マリオットアソシアホテル

出席者

委員：古市委員長、石井委員、勝見委員、酒井委員、谷川委員、藤倉委員

三重県

環境森林部 岡本理事、河合循環型分野総括室長

環境森林部 廃棄物適正処理プロジェクト

山神推進監、中川副参事兼副室長、中村主査、西田主査、窪田主査、尾市主査

関係者：三重県桑名農政環境事務所、桑名市

コンサルタント：3名

報道機関：1社

傍聴人：2名

議事録

1. 開会

事務局：これより、三重県 桑名市五反田事案技術検討専門委員会を開会いたします。私、本日の進行をつとめます、三重県環境森林部廃棄物適正処理プロジェクトの中川と申し上げます。よろしくお願い申し上げます。まず、環境森林部理事の岡本よりご挨拶申し上げます。

2. 挨拶

事務局：（挨拶要旨）環境森林部理事の岡本でございます。このたびは、6人の委員の方は大変お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。この五反田事案につきましてはもうご存じかと思いますが、平成9年に発覚し平成13年から現地での対策を講じてきたところでございます。対策工のおかげで一定の成果が上がってきた状況でございますが、その後の経過を見ても、水処理施設を止めると内部の有害物質の濃度が上がる現象が生じています。また、1.4ジオキサンが地下水の環境基準に追加され、ジオキサンが検出されたことから、今後の検討を要するところでございます。県としては、国の支援を受けまして、今年度と来年度2年間で緊急対策を実施しますが、その後の恒久対策を早く立てていく必要があります。今議論されています産廃特措法の延長法案が通れば、すぐにも恒久対策を実施していきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、時間の制約はございますがご協力、ご検討をよろしくお願い申し上げます。

事務局：（傍聴人に対する説明）

事務局：（委員紹介：石井委員、勝見委員、酒井委員、谷川委員、藤倉委員、古市委員）

事務局：（事務局紹介、コンサル紹介）

3. 委員長の選出

事務局：委員長に立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないようですので、事務局から推薦させていただいてよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

事務局：それでは、事務局案と致しまして古市委員を推薦いたしたく考えておりますが、いかがでしょうか。ご承諾いただけます場合は、拍手をもってご承諾お願いします。

委員：（拍手）

事務局：拍手をいただきましたので、古市委員、恐縮ですがお席の移動よろしくお願ひします。これ以降の進行につきましては、古市委員長よろしくお願ひ申し上げます。

古市委員長：古市でございます。ただいま互選により委員長に選んでいただきました。3回開催となりますがよろしくお願ひ申し上げます。先ほど概要は岡本理事にご説明いただきましたが、一筋縄で行かない現場で、またジオキサン対策というやっかいなものも加わり、恒久的な対策につながる抜本的対策を議論する必要があります。半年ほどで結論を出さなくてはならないため、集中した議論となります。専門委員会とはなっていますが、わかりやすい内容での議論を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。議題としまして、報告事項が3件、検討事項が2件と内容が多く、事務局でまとめてはいただいておりますがボリュームがありますのでポイントを押さえた進め方をしたいと思っておりますので委員の皆様よろしくお願ひ申し上げます。

はじめに、これまでの経緯を簡単にご説明いただいた上で議論を進めたいと考えております。事務局ご説明よろしくお願ひ申し上げます。

4. 技術検討委員会の設置について

事務局：（配付資料の確認）

事務局：最初に報告事項と致しまして、委員会の設置の目的を説明いたします（資料1の説明）。

古市委員長：ご説明ありがとうございます。設置目的について何かご意見はございます

か。

酒井委員：特措法のスケジュールについてどうなるかを教えていただきたい、今回継続となった場合、委員会でもどこまで検討を進めるのか教えて下さい。

事務局：特措法は、H24までの時限法となっており、延長が国会で議論されています。内容については、現段階で明らかになっておりません。県としては、国に要望をあげているところですが、国において議論がなされているところです。財源措置等については新たな情報は得ていません。

古市委員長：特措法の状況はわかっているのですが、それに対して、委員会では、どういう議論をして何を決めなくてはならないのかを知らせて下さい。

事務局：延長を前提とした場合、来年度はじめに特措法の延長がきまると考えられますが、事前に環境省からの要求、各省折衝があがって予算が決まるのですが、各省折衝の際に、どのくらいの事案があるのかを議論されると考えています。三重県では、本件の他、数件の事案を環境省にあげております。法案が通ればすぐに、国との協議を始めたいと考えています。実施計画に中身につきましては具体的な内容、どのようなものを対象にして、どのような対策方法で、どのような期間で、どのようなコストでということに記載する必要があります。ですので、本検討委員会では、実施計画に書けるような、かなり絞り込んだ中身をご検討いただければと思います。

古市委員長：県としては特措法の延長を前提として具体的な実施計画を変更する必要がある、本委員会では骨子を作成するという目的で、概ね来年の1月にはまとめる必要があるということですね。

事務局：そうです。実施計画の骨子の議論を専門委員会をお願いしていくわけですが、もうひとつの手続きとして県の環境審議会にかけする必要があります。県の審議会にて本専門委員会の結論を報告し、県の環境審議会に諮り承認を得られた後に国との協議を予定しています。

古市委員長：ということは、県の審議会の日取りとも関係しますね。他に目的に対してご意見はありますか。ここに「経済的兼合理的」と「地域住民と関係者の合意が得られる」内容と記載されていますので、この点に配慮してよろしくをお願いします。

では、早速ですが審議事項に入ります。報告事項ですが資料2-1、2-2、資料3についてご説明お願いいたします。

4. 事案概要及び現況等（報告事項）

事務局：（資料2-1と2-2の説明）

事務局：（資料3の説明）

古市委員長：説明ありがとうございます。かなり詳細なデータがそろっております。ご意見はありますでしょうか。かなり高濃度な汚染スポットがあることが確認されます。どうぞお時間十分ございますので。現状認識を的確にさせていただいた上で次に進めたいと思います。

酒井委員：図の1-3-2dで地下水位が遮水壁のところと異なっているのですが、これは、実測値なのでしょうか、それともイメージでしょうか。

事務局：地下水については、遮水壁の内側と外側について月一回計測しております。その計測結果をもとに地下水のラインを入れていきますので、青のラインが現状を示しており（揚水なしの状態）、揚水することで赤のラインとなります。

古市委員長：要するに揚水して負圧にして中から外に出さないという考え方です。

勝見委員：地質構造の話についてよろしいでしょうか。今回、各帯水層の地下水流向も詳しく示していただきましたが、地下水流速はどのくらいかわかりますか。また、第3帯水層は、左上から右下にかなりレアな流れとなっていることと、資料3の6ページでコンターが右側にも広がっているけども西側にも広がっている、この整合性について教えていただければと思います。

事務局：まず流速でございますが、平均流速は、既往報告書より透水係数を基に、導水勾配から検討いたしますと、第1帯水層は 1.5×10^{-4} cm/s、流速にしますと、 1.2×10^{-4} cm/s、第2帯水層につきましては、透水係数が 2.0×10^{-3} 、流速にしますと 2.0×10^{-5} cm/s、第3帯水層は、透水係数が、 9.1×10^{-3} cm/s、流速が 3.7×10^{-5} cm/sです。第3帯水層は、コンターを描くと非常に緩やかな線を描きますが、透水係数が高いため流速計算をするとこのようになります。

勝見委員：これは、試験は現場透水試験ですか。

事務局：はい。帯水毎に各地点の平均値で求めています。つぎに、1,4ジオキサンの拡散ですが、第1帯水層は、流れが速いので周辺地下水による希釈効果が大いと考えています。拡散範囲も小さく、濃度も0.12-0.18mg/L程度です。第2帯水層は、第1帯水層より地下水コンターは緩やかとなっております、移流拡散している状態と考えられます。拡散が実際にどの程度であるかはわかりませんが、概ね移流が卓越していると考え、地下水流れと同様、濃度コンターは嘉例川の下流側に引っ張られる形となっております。

古市委員長：地下水が嘉例川と連通して流れているのですか。そのところははっきりさせておく必要があります。嘉例川の川底と地下水位がどのようになっているかが重要です。

事務局：嘉例川に関しては、地下水とは第1帯水層でつながっていると考えられるのですが。

古市委員長：判らないのであれば判らないとって下さい。大事な話です。データがないなら、はっきり言わなくてはなりません。対策工の一番の目的は1,4-ジオキサンが嘉例川に流れないことです。

事務局：今、委員長がおっしゃいましたとおり、地下水と河川の連続的な水位変動のデータとか、地下水の流動性に関する観測結果はありませんのでそこは不確かなところですが、川を跨いで観測井戸を設けており、その地点では、検出されていませんので嘉例川には流れていないと考えられます。

酒井委員：この周辺にも拡散している状況は、遮水壁がある状況で拡散しているわけですね。

古市委員長：第1と第2の帯水層の区分けが明確にできないのではないのでしょうか。

事務局：平成15年度当時は、一部粘土層が尖滅して第1と第2帯水層が連通していると想定していました。しかし、ボーリング調査結果や地下水測定結果からすると、地下水は連通していないと考えられます。

酒井委員：たまたま、観測地点は第1帯水層と連通していない地点で測定しているのではないですか。

事務局：観測井戸ですので、帯水層毎にスクリーンを設置していますので問題ありません。

古市委員長：図4の断面図なのですが、これを見るとTG層（砂礫）とAC層がありますね、AC層が上でTG層が下ですね。ここは連通している可能性があるのではないですか。

事務局：はい。ここの粘性土層はかなり薄い部分があり粘性土層に砂層がかむ場合があります。

古市委員長：おっしゃるとおり北東への流れはわかると思うのですが、第2は一部南に流れているのではないですか。第3は被圧になっているから独自に検討ができると思います。地下水の汚染物質は、基盤にのって流れるわけなので、そのあたりの現状認識は大事です。

石井委員：参考資料2 P6の表で ドラム缶が3つ出てきて、内容物の1,4-ジオキサンが1 3mgあったという説明がありました。これは3つとも計ったのですか、それともどれですか。お聞きしたかったのは、今回の掘削の時にどれくらいの頻度で出てきたのか、どれくらいの頻度でジオキサンが検出されたのか、局所的にあるのか、全体にあるのか、そのあたりの回答をお願いします。

古市委員長：全体か、局所で対策が変わってきます。

事務局：県での測定は、図にある黒い点を定点として深度1mで計った測定箇所でございます。結果は、右上に記載しております。先ほどお話ししましたジオキサンの濃度は、全体としては高濃度の濃度が出てきてはいません。先生のおっしゃった個別データですが、個別に「これは怪しい」というデータは測定できていません。特にドラム缶の内容物を廃棄物として処分する際に確認時に分析した結果ジオキサンが出てきたものです。ドラム缶にはコンクリートや樹脂の固形分がでてきていまして、このジオキサンも樹脂の間隙水のような形としてとられています。ジオキサンは、揮発性の溶剤に含まれており、これが揮発したあと残留したものの一部に、ジクロロメタンとジオキサンが含まれていたわけです。廃棄物層の面を見ますと、全体で真っ黒な様相を呈していまして、廃油のようなものが流れたあとが多数見ついています。汚染源として考えますと広く分布している可能性もあり、局所的に高濃度な部分もある可能性があります。

古市委員長：ジオキサンの汚染源が特定できていないということによいのですね。

事務局：はい。

古市委員長：広域分布と考えてよいのですか

事務局：参考資料2をご覧ください。図2-18に1,4-ジオキサン地下水に含まれる1,4-ジオキサンの濃度分布です。W2地点が最も高く、先ほどドラム缶が出てきたのは、赤いコンターがある部分を掘削した結果です。高濃度の部分を掘削除去後の高濃度のところを除去してもまだ残っていることから、これだけが汚染源ではないと考えられます。

古市委員長：結果的に、全般的にジオキサンがあると考えてよいのですね。

事務局：はい。

古市委員長：他にいかがでしょうか

谷川委員：資料の確認です。資料3の3ページの地下水制御のところ、各地下水の帯水層

は明確に異なるという表現があります。これまでは、帯水層がどこかでつながっている前提で、お話を聞いていたのですが、ここでは、帯水層が繋がっていないという記載がありますが。

事務局：平成15年当時は、つながっていると想定していましたが、今回設定を変えさせていただきましたのは、計測されている地下水の状況で地下水の標高水位が異なっていますので、違うと判断し地盤構造を描いています。

古市委員長：地下水については、嘉例川とのつながりを含め整理いただけますか。データは多いので客観的な判断ができると思います。とりあえず、この確認事項は終わりにしようと思います。

続いては、資料4の環境修復の基本方針の説明をお願いします。

5 環境修復の基本方針（検討事項）

事務局：（資料4の説明）

古市委員長：ありがとうございます。第2回以降の委員会の議論で重要となる基本方針についてです。わかりやすくするために、「生活環境保全上の支障」と汚染修復の関係について説明いただけませんか。

事務局：人の生活に密接の関係するところに有害物質が存在した場合を「生活環境保全上の支障」としています。生活環境保全上の支障に対して、原因者に解決を図るのが廃棄物処理法のスキームです。生活環境保全上の支障のおそれがあり、対策を講じる必要がある場合、原因者に変わり対策を講じるのが代執行のスキームですが、生活環境保全上の支障のすべてに代執行を行うのかという議論があります。1,4-ジオキサンについては河川への拡散によるジオキサン汚染が懸念されているため今回対策を講じることとしています。一方、重金属類については、地下水等に存在してはいますが、汚染が局所的であるとか水利用を一定程度制限するなどの方法により支障を回避できることから、公費を投入して対策を講じるということは難しく、生活環境保全上の支障を生じさせるところから優先的に取り組みを行っています。

古市委員長：一般的に市民の方が理解している概念と法律的な内容は必ずしも1対1に対応するものではありません。ここでのポイントは、汚染除去は、汚染がゼロになるということではないということです。本件では、最も影響がある嘉例川と地下水で設定されているということです。

P5のシナリオの設定方法についてこの考え方でよいかご意見をお聞かせ下さい。

藤倉委員：P5のシナリオの環境修復に4つの視点と記載があり、全く反対する意見ではないのですが、東日本大震災の前後で変わったこととして電力不足への対応を考える必要

があるのではないのでしょうか。経済性に関連しますが、電力の使用量も検討の際に考慮してはいかかだと思います。また、予期せぬ停電があった場合でも対応できるよう、少なくとも汚染が拡散しないよう、フェールセーフの手法を検討しておくことがよいと思います。

古市委員長：事務局はどうですか。

事務局：我々の施設は、電力を消費する施設で、さらに1,4-ジオキサンの分解については、電力でオゾンが発生させ分解するシステムですので、電力については、なかなか削減が困難な状況です。先生おっしゃれますとおり、相当期間の運転を前提とするものですから、恒久対策においては検討すべきであると考えています。

古市委員長：次の検討において、制約条件として設定する方法もあるのではないかと思います。

石井委員：表4.2と図4.2でわからないところがあります。嘉例川の水質と周辺地下水の基準が目標を達成するというのが、最終目標であるの認識していますが、図4.2では、目標として遮水壁内、外でそれぞれ定められていますが、同じ目標としてよいのか、時間バランスはどうなのか。今後MMAを採用するとしていつの時点でMMAに切り替えるのか。遮水壁外で基準以下となって遮水壁内がそれより少し高い場合、外に影響を及ぼさないという場合も考えられなくはありません。図4.2は、ただのイメージであるのか、遮水壁内と遮水壁外は、同じ基準で目標達成を適用するという意味なのですか。

事務局：これは、同じ数値という意味ではなく、達成のイメージです。遮水壁外の目標値は、環境基準です。遮水壁内は、中の地下水が外にどのように影響を及ぼすのかは明らかになっていません。そのため「外に影響しない」ということを目標値として考えておりイメージとしては同じように見えますが、意図としてはそのような意味です。

古市委員長：その前に確認しなくてはならないのは、今までのデータにより非常に偏在して高濃度の汚染があります。10年間やってきたけども十分ではありません。そのためこれは全量撤去しかないと私はとらえたのですが、ただ、そういうことではないのですね。撤去するにしても即座に撤去できるわけではなく、時間の経過を要して下がりますのでそれとの関係ですね。

石井委員：濃度低下は、廃棄物の掘削なくしてはできないと考えています。残った汚染土の問題もありますね。

古市委員長：これまで10年以上やってきたけれど緊急対策として周辺は浄化し切れていないという状況があるなかで、緊急対策から恒久対策につなげる議論としてとして、汚染

源を絶たなくてはどうしてもならないということが得られています。いかがですか。全体に水が行き渡れば、浄化も可能であるが、水が通らないところができ、その部分は浄化されず結果的に浄化は進行しない状況となります。汚染源についてどのようにお考えですか。

勝見委員：石井委員と別の視点で見えていました。私は、むしろ縦軸が地下水汚染の濃度と錯覚するのですが、遮水壁外は当然地下水環境基準を適用するとして、遮水壁内はそれとは違う基準、遮水壁の中と外で違う基準を適用するのであれば、この図は、縦軸のレベルが異なるのかなという解釈をしました。汚染源に対しては、おっしゃるとおりこのままでは浄化は難しいと考えられます。

古市委員長：酒井委員はいかがですか。

酒井委員：全量撤去をすとしても周辺環境への影響がつづくわけですね。現況の汚染が調査されているのですが、地下水の動きに不明な点が残っています。

古市委員長：遮水壁は残して撤去をするという考えです。

酒井委員：私が思っているのは、遮水壁の効果が今効いているかというところであり、全量撤去が必要ではないかと思います。全量撤去をした場合においても、今後10年くらいの間、周辺環境についての経年的な評価について、ここまで調査されているので地盤や地下水の状況を含めてもう少し詰めていただければ、今後、リスクの考え方や問題点が発生したときに即座に対応ができるのではないかと思います。

古市委員長：全量撤去にしてもここまでのデータがそろっているのだから、科学的な推論ということはできないのですか。酒井委員のおっしゃっていることはシミュレーションだと思います。何かのモデルに基づいてシミュレーションを実施し、判断していくと、どういう対策工を打つかで判断も変わってくると思います。このあたりについて意見はございますか。

事務局：もう少し、地下水の流れを明らかにして、地質モデルを作成しシミュレーションのようなものができるように次回の検討委員会に向けて準備を進めていきたいと考えております。

藤倉委員：全量撤去という言葉が出ているので、ちょっと確認させて下さい。高濃度の廃棄物は撤去すべきですが、全量を撤去するかどうかはまだ決定していないということでしょうか。

古市委員長：まず、廃棄物か、土砂かの選別が非常に難しい状況にあると考えます。また、

廃棄物下の土壌に対しても対策を講じる必要があります。何を取って何を取らないかという話は、安全上の話やコストの話に密接に結びつきます。

藤倉委員：あと1点確認しますが、表4.2の目標としては、「水処理施設を運転しなくても」ということが前提ですか。ここでの達成目標では、5年後もしくは10年後に水処理を運転しなくてもそのような目標を達成できるということによろしいですか。

古市委員長：ここは議論があるところですが、永遠にはしないということですか。

谷川委員：この中で表4-2が大事です。嘉例川の汚染は、ジオキサンが排水処理設備で処理されずに排水されて生ずるということであったかと思います。一方で地下水の方は、ジオキサンの汚染があったとしても嘉例川に流れ込んでも希釈されて影響は小さいと考えられるわけです。水処理施設を運転した際に、常時、嘉例川の水質が保たれるという前提があるわけです。

古市委員長：産廃特措法の実施計画書の内容の再確認ということによろしいでしょうか。

谷川委員：はい。

事務局：1点は、放流水にジオキサンが含まれており、放流水による影響によるジオキサンの汚染、もう1点は、第1帯水層とわずかではありますが第2帯水層の嘉例川への流れです。これが河川の直近の場所で水位差がどれくらいにあるか、嘉例川周辺で第1帯水層が地表に出ている場所があること、これらの影響で嘉例川沿いに汚染物質が流れていく可能性があること、実際には先ほどおっしゃいました水量の話があるのですが、特措法ではこの2点が理由となっています。

古市委員長：これを前提にしないでならないということですね。谷川先生がおっしゃったように、嘉例川の汚染メカニズムをある程度把握しなくてはという話があります。

谷川委員：資料に書いてあるとおり、目標を達成するにはどうしたらよいかということでしょうか。

古市委員長：目標は設定されています。ポイントの濃度が達成できればよいという考えではなく、帯水層の連通の問題が解決しないと本質の問題解決は難しいと考えます。

事務局：地下水の流れについては、もうすこしはっきりさせて次回報告します。

古市委員長：5ページですが、「経済性」、「技術」、「安全性」の順となっていますが、もう少し安全性の議論を優先した方がよいのではないのでしょうか。予算の件はわかりま

すが。

時間があまりないのですが、フォローアップの話とMMAのはなしについてご意見お願いします。

勝見委員：6ページの最後にMMAが強調してかかっている反面、1.4ジオキサンへの適用性が難しいとあります。必ずしもMMAありきではなく、今後調査をしてMMAが使えるという見定めをして決定するというところでよろしいでしょうか。

古市委員長：図4-2の話が先ほどありましたが、遮水壁外のジオキサン濃度が目標値に達するまでかなり時間がかかると思いますが、地下水が滞留する可能性を含め、今考えられる最善の対策は、いかがお考えでしょうか。ある程度減衰により下がっているのだから自然減衰による見積ができるのであればそういった見解でもかまわないのですが。

勝見委員：後者の場合だとよいのですが、前者の場合だとMMAでは難しいということになったとき、数年後に別のことを考える必要が出てくる可能性があります。それでも後で解析をやって、浄化期間が延びてもMMAをやっていくという方針でしょうか。

古市委員長：その辺お考えはいかがですか。

事務局：県としては揚水を積極的にやって早く浄化したいという考えはあるのですが、浄化を一生懸命しても追いつかないということが、費用に対して効果が出ないというところがいつか出てくると考えています。いま、技術革新がすすんで様々な工法がでていますが、最後まで環境基準を達成するまで続けるのかというところがあり、低濃度汚染に対するアプローチの一つとしてMMAというのも一つの技術と考えており、事務局として記載いたしました。

古市委員長：2つの問題があって、将来MMAで下がるのであれば、下がる目標に対してそこまでやっていきたいと思いますということになるでしょうが、下がらなければ、撤去という話が出てきます。その見極めをいまずるのか、今後するのかという議論があります。内部については撤去も可能でしょうか、外部については残さざるを得ないでしょう。そのところの見極めでしょう。

事務局：今のところ、MMAが起こっているという結果は得られていません。あちらこちらに汚染源があり、濃度の推移を見ている減衰傾向は見られないです。MMAの適用性については現場の状況を確認しながら考えていく必要があると思います。

勝見委員：主には、希釈・拡散ということになるでしょうから地下水の挙動も確認しなくてはなりません。その中で残っているジオキサンの量がどれくらいか、ということと条件との兼ね合いということの主旨でかかっていると理解してよろしいのでしょうか。

事務局：はい。

古市委員長：確認事項として、汚染源が撤去されたとして、もう一度周辺のものでどうなっているかシミュレーションという手法もありますので、一回チェックしましょうということを記載してはいかがでしょうか。

勝見委員：P6では「活用」とあるので、活用の検討という記載でいかがでしょうか。

古市委員長：そうですね

谷川委員：産廃特措法は期限があるので、期間の中で目標を達成できるかが大事で、期間内に目標達成が困難であるとなれば、特措法の視点では難しいのではないですか。

古市委員長：そこは難しいところで、10年かかるか20年かかるかわかりませんからね。時期に合わせてチェックするというところでよろしいでしょうか。

古市委員長：最後になりましたが、対策工について。時間の制約もありますので紹介というところをお願いいたします。

6 既存の対策技術（検討事項）

事務局：(資料5説明)。

古市委員長：参考資料にあります。北大を中心としたワーキングを2年間に渡って開催してきました。この中でいろいろな技術を検討して、その結果、このような工法になったという過程があります。初めての委員の方もいらっしゃいますので忌憚のない意見をお願いします。

酒井委員：資料の中に、遮水壁内という表現があるのですが、遮水壁外の廃棄物も撤去した方がよいという考えもあるのではないのでしょうか。

古市委員長：この件につきましては、事務局でご説明いただけませんかでしょうか。

事務局：資料2-2のP5をご覧ください、遮水壁の南側と東側の壁外に一部廃棄物がありますのでこれらが汚染源となる可能性はあります。

事務局：資料2-2のP8をご覧ください。遮水壁外のへの残留廃棄物の記載があります。これらについての確認した内容が記載されています。遮水壁外の廃棄物についても壁内と同様の汚染状況が確認されております。ジクロロメタン等においても確認されていま

すので、酒井先生のご指摘のように、同様に扱うことといたします。

古市委員長：ということは、遮水壁外の廃棄物についても遮水壁内の廃棄物の取り扱いと同様、安全側で考えているということでしょうか。

他に何かございますが。

酒井委員：期間が決まっていないということがあるのですが、特措法の兼ね合いを含め可能でしょうか。

古市委員長：実行可能性についてどう考えるのでしょうか。3年なのか5年なのか7年なのか、特措法の期限が切れれば県で実施していくということでしょうか。

事務局：支援をいただいで代執行となりますので、特措法の延長期間が重要になります。期間は5年から7年で考えていますが、5年で考えています。国へは10年で申し入れております。先ほどもお話ししましたとおり、5年でどこまでできるかということが焦点になると思います。遮水壁内の廃棄物の除去はこの5年間の間でやりたい。周辺の地下水についても、当初の5年で廃棄物の除去を行った後の経緯を見ていきたい。どうしても今後の推移を見なくてはならないのですが、法律の期限に沿って汚染物質が減るわけではないので、一定期間過ぎると県が面倒を見て行かなくてはなりません。

古市委員長：5年間でどこまでが可能なのかその見極めが大事だと思います。

事務局：その件はありがたいのですが、期限を区切られると対外的な説明に苦慮します。

古市委員長：5年でどこまでできるかということについては、データに基づき見通しを立てる必要があります。逆に5年でできないことがわかれば、そのデータを基に国に申し立てすることができます。

事務局：再延長について数値を見ながら議論していくことになると思います。

古市委員長：いずれにしても期限は設定しないということでしょうか。

石井委員：確認です。全量撤去はお金が最もかかるということでしょうか、そういうことを見込んで申請される、全額補助ではないので県として支出がある、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局：資料に書いてあるのですが、今の揚水循環をいつまでやるのかということがあります。全量撤去は、一時的なお金が大きくなりますが周辺環境への影響の排除という意味での効果は大きく検討せざるを得ないと考えています。

古市委員長：以上で本日の審議事項が終わりました。本日はオブザーバーとして地元の方々に、審議の過程をご確認いただいたと思います。専門委員会の内容はオープンにさせていただきたくお願いいたします。

事務局：ホームページでの公開を予定しています。

古市委員長：事務局にお返しします。

7 その他

事務局：委員長、ありがとうございました。事務局より連絡事項をお知らせします。
(第2回専門委員会の開催案内)

8 閉会

事務局：本日は熱心にご議論いただきありがとうございました。

以上